

学校いじめ防止基本方針（参考 茂原市いじめ防止基本方針）

令和8年4月
茂原市立萩原小学校

1 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめの定義に基づき、いじめを以下のように捉える。

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(2) 基本方針

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、萩原小学校の教職員の意見、及び児童、保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- ② いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ③ 言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ④ いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ⑤ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。
- ⑥ 個別の事案への対応はもとより、いじめの防止や早期発見の観点からも学校や家庭、市教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等）と連携する。

(3) 内容

- ① いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条）
- ② いじめに対する取り組み
 - ア いじめの防止のための取り組み
 - イ 早期発見のための取り組み
 - ウ いじめがあった場合の措置
 - エ 年間計画作成
- ③ いじめの重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条）
- ④ 教育委員会、関係機関との連携

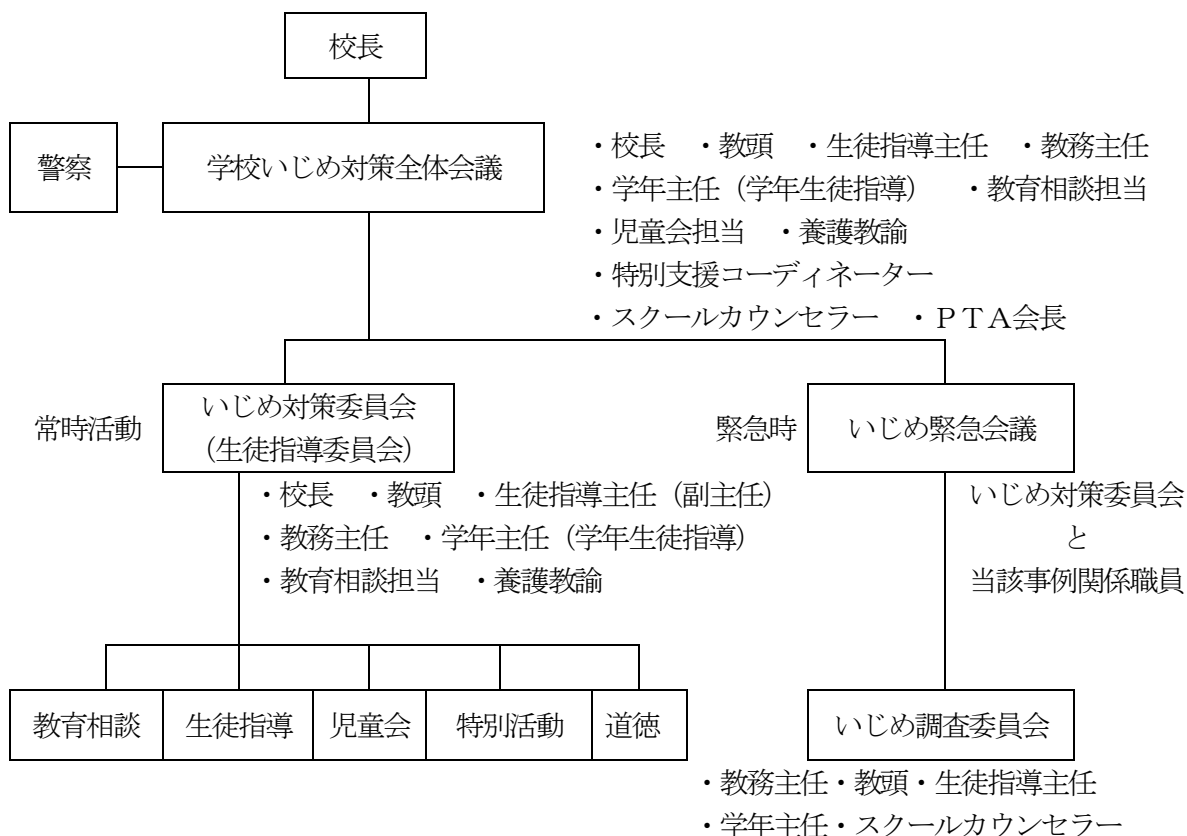
2 本校児童の実態

(令和7年度のいじめの認知件数)

153件

a ひやかし・からかい・悪口・嫌なことを言われる。	77件
b 仲間はずれや無視をされる。	11件
c 軽くぶつかられる、叩かれる等。	42件
d ひどくぶつかられる、叩かれる等。	0件
e 金品をたかられる。	0件
f 金品を隠されたり、盗まれたりする等（自分の持ち物含む）。	8件
g いやなことや恥ずかしいことをされる等	13件
h パソコンや携帯電話、ネットゲームでの誹謗中傷	2件
i 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。	0件
j その他	0件

3 学校いじめ対策組織



4 いじめに対する取り組み

(1) いじめ未然防止のための取り組み

- ① 児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ② 保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止基本方針」を公開するとともに、学校だけで、いじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ③ 教職員の言葉が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように十分に配慮する。
- ④ 生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- ⑤ 道徳教育の充実を図り、道徳的实践力を養う。
- ⑥ 豊かな人間関係づくり実践プログラムの効果的な活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- ⑦ いのちを大切にするキャンペーン等、児童会活動の充実を図り、児童が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑧ 「いじめ対策委員会」を計画的に開催し、以下の内容についての会議を行う。
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正
- ⑨ 「SOSの出し方教育」と教育相談体制の充実
- ⑩ いじめ未然防止に関する授業を1・3・5学年（隔年）で実施。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

ア アンケート調査や教育相談等

- ① 6月・11月・1月の年間3回、いじめに関する調査を行う。（臨時調査有）
- ② アンケート調査をもとに、児童と教育相談を行う。
- ③ 保護者との教育相談（7月、12月）の際には、必要に応じていじめに関する内容を盛り込む。

イ いじめの相談や通報等

- ① 学校における相談窓口は、下記の通りとし、学校だより等で家庭への周知を図る。

<萩原小学校いじめ相談窓口>

- ② 「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「はなす勇氣」の啓発を行う。

ウ その他

- ① 担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- ② 校長室前、保健室前に「相談箱」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- ③ いじめを知った場合、いじめの疑いがあると認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
- ④ 外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

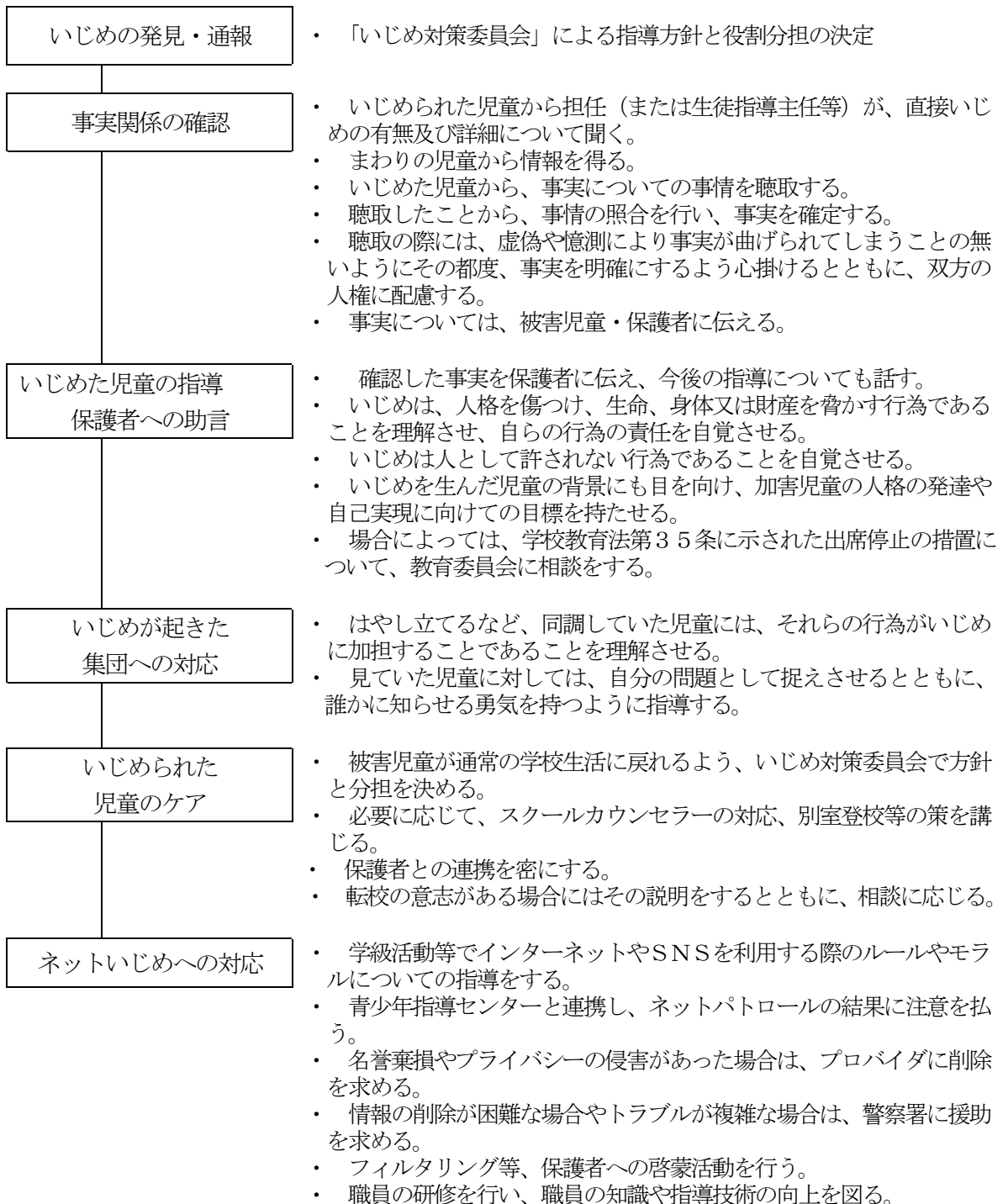
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉いのちの電話	043-227-3900
東上総教育事務所相談室	23-4460
千葉県警察外房地区少年センター	22-3741
茂原市青少年指導センター	22-4466
茂原市教育委員会学校教育課	20-1558

(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- ① いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。
- ② いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ③ いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ④ いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。
- ⑤ 所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- ⑥ いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ



5 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準（第28条）

- ・ いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき
 - 自殺を企図した場合
 - 心身に重大な障害を負った場合
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめにより、児童が30日以上欠席を余儀なくされた場合
- ・ 児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

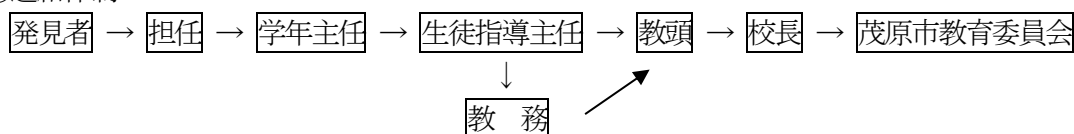
(2) 重大事態の報告（第30条）

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

①連絡体制



②いじめ対策組織の招集（第28条）

- ・ いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・ いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

③事実関係を明確にするための調査（第28条）

- ・ 調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- 当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、又は、質問紙調査を行う。
- 当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先にする。

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聴く。
- 関係職員、関係児童から聞き取り、又は、質問紙調査を行う。

ウ 調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については、茂原市教育委員会に結果の報告を行う。

④いじめた児童への指導

- ・ いじめた児童への指導については、「4（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・ 学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- ・ 報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
- ・ いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童生徒との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

⑤いじめられた児童への指導

- ・ いじめられた児童への指導については、「4（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・ いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。
- ・ まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

⑥いじめの解消について

- ・ 被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。
- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者が心理的苦痛を感じていないと認められること。

年間指導計画

月	学校行事	学校いじめ対策	その他・備考
4月	始業式 入学式 授業参観・学級懇談会・ PTA総会 1年生を迎える会 いのちを大切にする全校集会 (児童会によるいじめゼロ宣言)	学校いじめ防止基本方針及び組織の決定 あのねカード、相談箱、窓口の周知① 職員研修 (いじめについての研修会①) 学校ホームページへの掲載 生徒指導委員会① いじめ対策委員会①	教科・領域等年間計画作成 異学年縦割りによる清掃 (年間) 学級生活のルール作り SOSの出し方に関する教育 いじめ撲滅宣言採択 いじめ撲滅スローガン
5月	家庭確認		友人関係の見直し 豊かな人間関係づくり実践プログラム いじめ防止啓発リーフレット活用
6月	児童集会 (陸上選手壮行会) 教育相談①	いじめ実態調査・教育相談 (児童) ① 職員研修 (教育相談) いじめ未然防止に関する授業実施 (1・3・5年)	
7月	全校集会		夏休みの生活について
8月			
9月	6年修学旅行	職員研修 (いじめについての研修会②) 生徒指導委員会② いじめ対策委員会②	
10月	終業式・始業式 運動会 学校評価	あのねカード、相談箱、窓口の周知②	生命尊重の教育 友人関係の見直し
11月	授業参観・ふれあい祭り 教育相談②	いじめ実態調査・教育相談 (児童) ② 生徒指導委員会③ いじめ対策委員会③	学校参観での道徳公開
12月		いじめ防止キャンペーン (人権週間に合わせて)	
1月	校内席書会 なわとび納会 教育相談③	いじめ実態調査・教育相談 (児童) ③	
2月	千葉県標準学力検査 引継ぎ式 入学説明会 学校評価	生徒指導委員会④いじめ対策委員会④ 職員研修 (いじめについての研修会③)	
3月	6年生を送る会 卒業式 修了式	いじめ防止取り組みアンケート集計 生徒指導のまとめ	

児童用困ったことアンケート

() 月 こまったことアンケート 年 組 番 名前

はぎわらしやうがっこう せんせい こ ひとりひとり たいせつ おも
 萩原 小 学校の先生は、子どもたち一人一人を大切に思っています。そして、こまったり、なやんだりしていることがあれば、解決の手伝いをしたいと考
 えています。あなたの書いたことや、ひみつは守りますので、安心して書いてください。

1 令和8年、4月～今日まで、あなたが学校生活の中で「いやだな」、「いじめかな」「ふあんだな」、「しんぱいだな」と思ったことはありますか。感じたものに○を、なければ、×をつけましょう。

アンケートのないよう	ある ○×	だれに	いつ	どこで	なにを	つづいている ○×
① 冷やかされたり、からかわれたりした。						
② 悪口（いやなこと）を言われたり、おどされたりした。						
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりした。						
④ 強くぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。						
⑤ お金や、ものをとられた。						
⑥ ものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、すてられたりした。						
⑦ いやなこと、はずかしいこと、危険なことをされた。						
⑧ いやなこと、はずかしいこと、危険なことをさせられた。						
⑨ パソコンやスマホなどでいやなことをされたり、書かれたりした。						
⑩ ①～⑨のほか、いやなこと、ふあんなこと、しんぱいなことがあった。		どんなことですか。				

うらにもしつもんがあります👉

2 あなたは、いやなことをされている^{とも}友だちをしていますか。どちらかに、○をつけてください。

(知っている ・ しらない)



4👉すすみます!

だれが () だれから ()
どんなことをされていた?
()

3 1～2のしつもんで○がついた人^{ひと}だけ^{こと}教えてください。 1～2に○がついた^{ないよう}内容を、だれかに^{ひと}そう^{ないよう}だんしましたか。

- ・ たんにんの先生^{せんせい} ・ たんにんいがいの先生^{せんせい} ・ ほけんの先生^{せんせい} ・ スクールカウンセラー ・ おうちの^{ひと}人
- ・ きょうだい ・ ともだち ・ だれにも^{ひと}そう^{ないよう}だんしていない

4 家族の手伝い、お世話^{せわ}に^{じかん}すごく^{じかん}時間^{しゅくだい}がかかり、「宿題^{しゅくだい}ができない」、「友達^{ともだち}と遊ぶ^{あそ}時間^{じかん}がない」など、自分の^{じぶん}時間^{じかん}がとれなくてこまっていることがありますか。どちらかに、○をつけてください。 (ある ・ ない)



どんなことをしていますか。

5 その他^{ほか}で、何か^{なに}ある^{ひと}人は^か書いてください。

どんなことですか。

これで、アンケートはおわりです。